

出展者 各位

展示される車両及び部品についてのお願い

独立行政法人自動車技術総合機構では、自動車の不正改造による交通事故及び公害の防止を図るため、保安基準不適合車及び不正改造車を排除する取り組みを行っています。

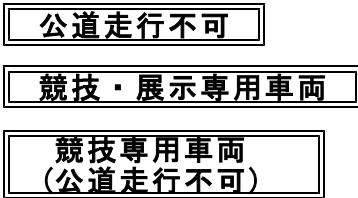
その一環として、車両及び部品が展示されるイベントに自動車検査官を派遣して、各種注意喚起を図っているところです。

出展者の皆様におかれましては、保安基準に適合していない、または、保安基準に適合しなくなるおそれのある車両や部品等を展示する場合は、来場者に誤解を与えないように、次の表示例に基づいて来場者に見やすいように表示して展示していただくようご協力お願いいたします。

なお、イベント開催中、展示されている車両又は部品について、不正改造車又は不正改造を助長するようなものが見受けられた場合には、自動車検査官から注意喚起の文書を手交する場合がありますので、予めご承知おき下さい。

【表示例】

競技専用車両等の場合



【スペック表の例】



【展示車両の例】



【参考：注意喚起文書を手交する主な車両の例】

●着色フィルム等

前面ガラス及び運転者席等の側面ガラスには規定されたもの以外のものを装着、貼付及び刻印等できません。

審査事務規程 7-55,8-55



●回転部分の突出

車体からはみ出してタイヤ、ホイール等を装着することはできません。

審査事務規程 7-28,8-28



●エア・スポイラ

エア・スポイラの装着は基準に適合した状態でなければなりません。

審査事務規程 7-28

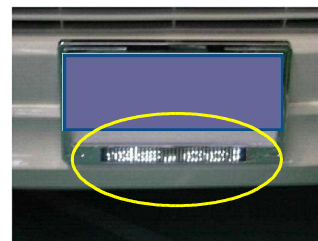


●点滅灯火等

※例：ナンバーフレームLED

点滅又は光度が増減する灯火は方向指示器等の規定灯火以外は装備できません。

審査事務規程 7-96,8-96



※保安基準の適合性の確認は、自動車技術総合機構の審査事務規程により行います。

〈URL〉 <https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/shinsajimukitei.html>

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル  
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
電話 03-5363-3441 (代表)

